（別紙１）

セーフティネット保証の指定業種について

（中小企業信用保険法第２条第４項第５号の指定業種について）

指定期間：平成２３年４月１日～平成２３年９月３０日

セーフティネット保証5号の対象は、特に業況の悪化している以下の業種に属し、かつ、売上が一定程度以上減少している要件等（別紙2参照）を満たす中小企業。業種基準については平成23年度上半期に限り、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。

※指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類の旧分類（平成１４年３月改訂）

産業分類 中分類番号 （参考）	指　定　業　種
05	鉱業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く。）
08	設備工事業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
12	衣服・その他の繊維製品製造業
13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
15	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷・同関連業
18	石油製品・石炭製品製造業
20	ゴム製品製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼業
25	金属製品製造業
26	一般機械器具製造業
27	電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業
29	電子部品・デバイス製造業
30	輸送用機械器具製造業
31	精密機械器具製造業
37	通信業
38	放送業

39	情報サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
48	運輸に附帯するサービス業
49	各種商品卸売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「適正化法」という。）第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
51	飲食料品卸売業
52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
60	その他の小売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
73	医療業
76	学校教育
77	その他の教育、学習支援業
84	娯楽業（適正化法第２条第１項第７号（まあじゃん屋を除く。）及び第８号（ゲームセンターを除く。）、第６項第２号、第３号及び第６号、第７項第１号並びに第８項から第１０項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
85	廃棄物処理業
86	自動車整備業
88	物品賃貸業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
89	広告業
90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）